

## 社会医療法人の認定取消時の一括課税の見直しについて

(8月) 厚生労働省医政局より税制改正要望提出

(概要)

周辺環境の変化等により要件を満たせなくなって認定を取り消された医療法人について、認定取消後も一定の要件を満たす場合には、過去に認定を受けていた時期における収益全額を取消年度の益金に算入する取扱いを免除する措置を講ずる。

⇒ (12月) 与党税調で長期検討課題との結果

※医療法改正法案に以下の事項を規定する方向で検討中

- ・医療法人は、社会医療法人の認定が取り消された場合に、「救急医療等確保特別事業計画」を策定し、都道府県知事の認可を受けると、収益業務を継続して実施できる。
- ・救急医療等確保事業の実施に必要な、救命初療室等の施設の改築等・救急用自動車等の設備整備に、収益業務所得金額を充当できる。
- ・医療法人は、「救急医療等確保特別事業計画」について、毎会計年度終了後に都道府県知事あてに事業実施状況報告を行う。